

2019年度「法科大学院認証評価」の結果について

I. 法科大学院認証評価の目的

本協会の評価事業は、「会員の自主的努力と相互的援助によって、わが国における大学の質的向上を図る」（公益財団法人大学基準協会定款第3条）ことを目的としています。そして、法科大学院認証評価では、より具体的に以下の2つの目的を掲げています。

- ① 法科大学院基準の適合判定を行うことにより、当該大学院の質を社会に対して保証すること
- ② 評価結果の提示やアフターケア等を通じて、当該大学院の質の維持及び向上を継続的に支援すること

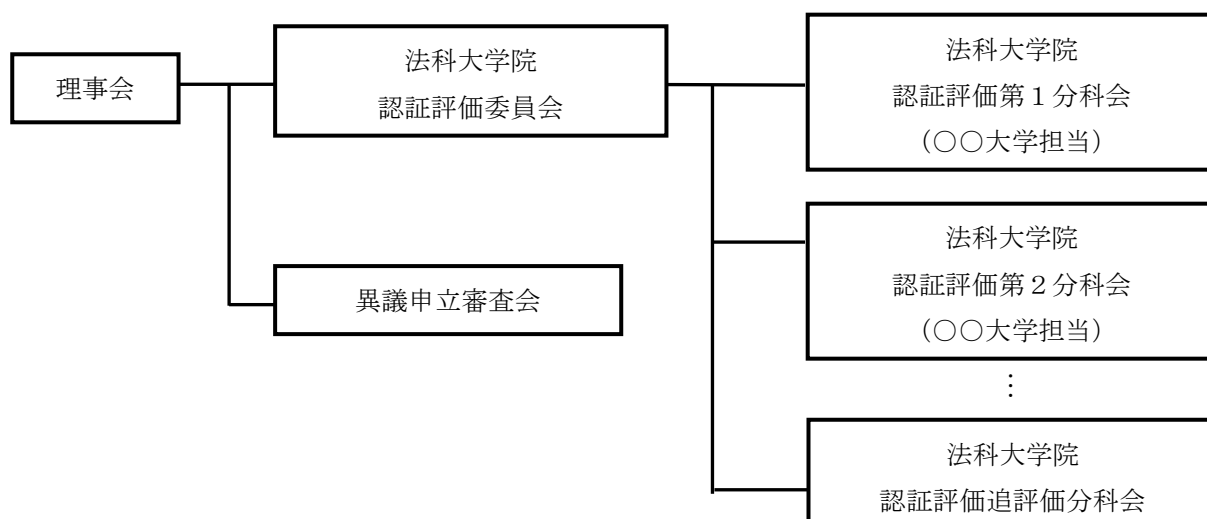
上記のような目的を果たしていくために、2007年度より法科大学院認証評価を実施してきましたが、特に①に関しては、関係法令等の遵守状況のみならず、当該大学院の固有の理念・目的及び教育目標の達成に向けた活動の実施と、自己点検・評価を教育研究活動の改善に結びつけるためのシステムの整備という2点を重視しています。

なお、法科大学院認証評価の結果、法科大学院基準に適合していないと判定された大学院は、2年以内に追評価を申請することができます。この追評価は、不適合判定の原因となった問題事項の改善状況を対象とするものであり、改めて法科大学院基準に適合しているか否かを判定します。

II. 法科大学院認証評価の組織体制

本協会の法科大学院認証評価では、下掲のような組織体制が採用されています。

法科大学院認証評価組織体制図



各組織体の構成などは、表1の通りであり、いずれも法科大学院の教員や法曹実務家、外部有識者から構成されます。また、「法科大学院認証評価分科会」及び「法科大学院認証評価追評価分科会」は申請大学院ごとに設けられます。

表1：法科大学院認証評価関係会議体の構成等

組織体	人数	備考
法科大学院 認証評価委員会	19名以内	必要に応じて幹事を置くことがある。
法科大学院 認証評価分科会	原則5名	主査1名と委員4名から構成される。必要に応じて増員する場合や、オブザーバーが参加する場合もある。
法科大学院 認証評価追評価分科会	原則3名	主査1名と委員2名から構成される。必要に応じて増員する場合や、オブザーバーが参加する場合もある。

Ⅲ. 法科大学院認証評価のプロセス

1. 年間の評価プロセス

法科大学院認証評価の1年間のプロセスを時系列に取りまとめると表2のようになります。なお、追評価に関しては、問題事項の改善状況が提出資料により十分評価できると判断された場合、実地調査を省略することができます。

表2：年間の評価プロセス

法科大学院認証評価 分科会／追評価分科会	評価者研修 セミナー	評価の内容・方法や守秘義務などに関する内容の学習
	書面評価	提出資料に基づく所見の作成、主査・委員による審議
	実地調査	当該大学院での面談調査、学生インタビュー、資料閲覧、施設・設備見学
法科大学院認証評価 委員会	各分科会より提出された分科会報告書に基づく認証評価結果（委員会案）の作成、意見申立への対応、認証評価結果（案）の作成	
理事会	法科大学院認証評価委員会より提出された認証評価結果（案）の審議	

2. 提言と改善報告書

(1) 提言

認証評価結果においては、内容に応じて表3のような3種類の「提言」を付すことがあります。また、追評価の場合には、「提言」として引き続き改善に向けて取り組むべき事項が

取り上げられることがあります。

表3：法科大学院認証評価結果における提言

種類	内容
長所	固有の理念・目的及び教育目標の達成に向けて成果・機能が認められる取組み
問題点	さらなる取組みや一層の改善が望まれる事項
勧告	早急に改善措置を講じる必要がある事項

(2) 改善報告書

上記の「提言」のうち、「問題点」及び「勧告」に関しては、認証評価の終了後、本協会が指定する期日までに「改善報告書」を提出する必要があります。提出された「改善報告書」は、法科大学院認証評価委員会において検討を行い、その結果は各大学に通知します。

3. 重要な変更に伴う届出

法科大学院認証評価を受けた大学院は、教育課程や教員組織等に重要な変更があった場合、当該事項を本協会に届け出ることが義務づけられています。この届出がなされた場合、法科大学院認証評価委員会は、当該大学院の意見を聞いた上で、必要に応じて認証評価結果に当該事項を付記するなどの措置を講じます。

IV. 法科大学院認証評価結果の構成

項目名	内容
認証評価結果	「法科大学院基準」への適合状況
	認定期間
総評	評価結果の全体的な概要（当該大学院固有の目的、特色ある取組み、改善が求められる事項や今後の課題など）
法科大学院基準の各項目における概評及び提言	「概評」
	「提言」（「長所」、「問題点」、「勧告」）

※「追評価」の提言に区分はありません。

V. 2019年度の法科大学院認証評価の結果

1. 申請大学院及び適合判定

(1) 法科大学院認証評価（追評価）

設置形態	名称	判定
私立	法政大学大学院法務研究科法務専攻	適合

2. 2019年度法科大学院認証評価関係委員会等名簿

(1) 法科大学院認証評価委員会名簿

役名	氏名	所属名
委員長	阪口正二郎	一橋大学
副委員長	後藤巻則	早稲田大学
委員	上田廣一	上田廣一法律事務所
委員	大塚章男	筑波大学
委員	小名木明宏	北海道大学
委員	加嶋良行	株式会社ルミネ
委員	片山直也	慶應義塾大学
委員	金原恭子	千葉大学
委員	佐々木弘道	東北大学
委員	鈴木謙也	司法研修所
委員	十河太朗	同志社大学
委員	高倉成男	明治大学
委員	富井幸雄	首都大学東京
委員	前田順司	元甲南大学
委員	松本芳希	京都大学
委員	丸山謙一	読売新聞東京本社
委員	三澤英嗣	日本弁護士連合会

(2) 法科大学院認証評価追分科会名簿

法政大学大学院法務研究科法務専攻

役名	氏名	所属名
主査	小名木明宏	北海道大学
委員	大塚章男	筑波大学
委員	富井幸雄	首都大学東京

(2020年2月26日現在)

3. 2019年度法科大学院認証評価のスケジュール

(1) 法科大学院認証評価（追評価）

2019年～1月末	追評価申請書の提出
4月上旬	追評価関連資料の提出
5月中旬	評価者研修セミナーの開催
～6月下旬	分科会主査・委員による評価所見作成
7月下旬	追評価分科会の開催、その後、分科会報告書の完成
12月上旬	法科大学院認証評価委員会の開催
12月下旬	「追評価結果」（委員会案）の申請大学院への送付
2020年2月下旬	理事会の開催